

平成29年8月発行

請地だより

— 第41号 —

発行

たかさき法律事務所

〒370-0067 高崎市請地町11番地6 2階

TEL.027-325-9123 FAX.027-325-4101

- ホームページURL
<http://takasaki-law.gr.jp/>
- メールアドレス
office@takasaki-law.gr.jp

残暑御見舞申し上げます

酷暑が続いておりますが、皆様お変わりありませんか。

さて、トランプ大統領が登場して半年以上が過ぎました。世界中の人が、「トランプが大統領になったら、どんなに恐ろしいことが起こるのだろう」と危惧していましたが、今のところ相変わらずの暴言や虚言が耳目を集めるだけで、現代史に残るような大きな過ちを犯していません。

それは、まさにアメリカという民主主義国家における権力のチェック・ア

ンド・バランスのシステムが強固であることの証左でもあります。

そして、大統領らがいくら「フェイク・ニュース(偽ニュース)」や「オルターナティブ・フアクト(代替的事実)」と叫んでも、事実の裏付けを粘り強く、実証的に伝える努力をする人々がいる限り、中長期的には、アメリカ社会の多数派が真実を見誤る可能性は低いと思います。

それは、やはりアメリカが多民族国家であり、謂わば世界内世界とでもいうような多様性を有していることに起

因すると思います。

言語や宗教や風俗が異なる人々の間でうまく社会を維持するには、根本的な哲学に基づく明確なルールを定める必要があります、その原則を揺るがせば社会自体が崩壊してしまふ、という危機感が人々の間に常にあるのでしよう。

そして多様性と自由の尊重こそがアメリカの強さの源泉であり、国家としては多くの問題を抱えながらも、依然として世界中から優秀な人材が集まるのもそこに理由があります。

翻つて、我が国の民主主義の脆弱さを思うに、「多様性と自由の尊重」の欠如にその原因があるのではないかと、思つてしまいます。

我々が既に得ていると思つていた戦後の諸制度や諸価値が、実は時代によつて偶さか与えられていたものに過ぎなかつたことが露呈してきた現在、我々一人一人が、我々が寄つて立つべき根本的な哲学は何かを吟味し、市民として改めて「明確なルール」を構築しようと努力することが求められていると思ひます。

さて、当事務所の「若手」として、平成二六年一二月の登録以来、獅子奮迅の活躍をされてきた中島俊太郎弁護士が、この度故郷である桐生市で独立することになりました。

中島弁護士の人間性や弁護士としての能力については、当事務所の顧客の皆様がよくご存じのことと思ひますが、今後とも、当事務所ともども、ご指導・ご鞭撻を頂くとともに、応援の程、宜しくお願い申し上げます。

弁護士 栗原秀和



- | | | |
|-----|----|-----|
| 弁護士 | 長井 | 友之 |
| 弁護士 | 栗原 | 秀和 |
| 弁護士 | 田島 | 慎太郎 |
| 弁護士 | 宮崎 | はるか |
| 弁護士 | 佐藤 | 亮 |
| 弁護士 | 中島 | 俊太郎 |
| 弁護士 | 飯野 | 豪 |
| 弁護士 | 佐伯 | 智子 |
| 弁護士 | 羽鳥 | 正靖 |
| 事務局 | 武井 | 智子 |
| | 広木 | 朋子 |
| | 堀内 | 敦子 |
| | 藤橋 | こずえ |
| | 吉田 | 眞樹子 |
| | 森 | 宏子 |
| | 堀 | 哲也 |



預金債権と遺産分割について

弁護士 佐伯 智子

平成二八年一月一九日、共同相続された普通預金債権、通常預金債権および定期貯金債権（以下「普通預金等」といいます。）について遺産分割の対象となるという、裁判実務や銀行実務に大きな影響を及ぼす最高裁判決（以下「本判決」といいます。）が出されました。

事案の概要

Aの共同相続人であるXとYがAの遺産分割の申立てをした事案であり、事実関係は、Aが不動産（評価額合計約二五八万円）のほかに預貯金債権を合計約四〇〇万円以上有し、XとYの法定相続分は各二分の二で、Yに特別受益が五五〇〇万円程度あるというものでした。原々審、原審ともに、預貯金債権は預金者の死亡によって法定相続分に応じて当然に分割され、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とすることはできないとしたうえで、Yの五五〇〇万円の特別受益を考慮してYの具体的相続分はゼロであるとして、Xが不動産を取得すべきものとなりました。

判旨

本判決は、まず、遺産分割制度の趣旨・目的について説示し、遺産分割は共同相続人間の実質的公平を図るという目的に照らし、被相続人の財産をできる限り幅広く遺産分割の対象とすることが望ましいとしています。その上で、預貯金が具体的な遺産分割の方法を定めるにあつての調整に資する財産として現金に近いものがある指摘しています。そして、遺産分割実務では当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とする運用が広く行われていることを指摘しています。こうした観点を踏まえて、普通預金・通常貯金と定期預金に分け、それぞれの性質を検討した上で、各種預貯金債権の内容・性質に照らし、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判断しました。

本判決の意義

これまでの判例は、普通預金等の可分債権は相続開始と同時に相続分に応じて分割され、共同相続人全員の合

意がない限り遺産分割の対象とならないとの立場をとっていました。そうすると、被相続人の死亡時に残された財産が本件のようにもっぱら可分債権であった場合、相続分に応じて当然に分割承継されるため、特別受益や寄与度が考慮されることはありません。もともと、共同相続人全員の同意があれば可分債権も遺産分割の対象とすることができますが、特別受益を有する共同相続人が遺産分割について同意を与えることを期待できるかについては大きな疑問があります。本件についてもYが同意しなかつた事案と考えられます。

このように、従来の判例を前提とすると、可分債権が遺産分割の対象とならないことにより、遺産分割による相続財産の共同相続人における分配において、実質的に不公平な事態が生じます。しかし、本判決により、共同相続人全員の合意の有無にかかわらず普通預金等について遺産分割の対象となることにより、遺産分割の実質的な公平がはかられるとともに、より柔軟な遺産分割が可能となりました。

次に、本判決による銀行実務への影響についてですが、これまでは金融機関によって対応が異なりましたが、本判決により、被相続人の銀行の口座か

らの払戻しや口座の解約については、遺産分割協議書等の提出が必要となります。しかし、この点で問題となるのが、至急に預金の払戻しが求められる場合にどのように対応したらよいかです。例えば、被相続人が負っていた債務の弁済をする場合や被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する場合などです。この点について、本判決の補足意見では、遺産分割の審判事件を本案とした保全処分を利用する可能性が示されていますが、より簡易な方法がないか模索する必要性があると思えます。

なお、その後の平成二九年四月六日、最高裁において、信用金庫における定期預金、定期積金についても、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないとの判決が示され、定期預金や定期積金についても、当然分割とはならないことが確認されました。また、本判決は預金についての判例変更であり、可分債権は当然に分割されるという原則が変更になったわけではありません。したがって、貸金債権や不法行為に基づく損害賠償請求等の債権については相続開始により当然に分割されることとなります。

寄稿

自然の驚異

税理士 下村 力

平成二九年（二〇一七年）七月上旬、北九州、福岡県と大分県の県境付近で集中豪雨（線状降水帯）があり、土砂崩れ等で河川が大洪水になり、三六人が亡くなり、五人が行方不明になっているそうです。二日間七百里（別の報道では一日で千ミリ）の雨であったそうで、これでは大洪水になりますし、テレビや新聞の報道写真では、想像もできないような流木や建物崩壊もありました。今回の豪雨は、かなり多くの被害をもたらしている模様です。

これで思い出すのは、随分前の集中豪雨の経験です。一時間に百ミリの雨が六時間連続で計六百ミリ近く降り、河川は当然に大洪水になりました。近所の家が水で流されるかもしれないからと、家財道具を移動するのを手伝いました。幸いなことにその家は流されずに済みましたが、六十年来の豪雨であったそうです。その翌年、また同様の集中豪雨に見舞われてしまいました。その中で幸いだったのは、大きな土砂崩れがなかったことや亡くなった人がいなかったことでした。二年連続で六十年来の大洪水に出会い、自然の恐ろしさが身にしみました。大洪水は水が流れているのではなく、泥が流れている感触でした。それ以来随分経っていますが、再度の経験はありません。

今回の九州の豪雨は空からでしたが、自然の恐ろしさには、もう一つ、地中からの地震があります。最近の地震災害としては、平成二三年（二〇一一年）三月の、東北地方の太平洋側を襲った東日本大震災があげられます。この地震で大津波が起こり、二万人近い死者・行方不明者をだしました。更に福島第一原発の放射性物質の放出という大規模な原発事故が引き起こされました。群馬県は大きな地震の震源地になった事はないと思っていましたら、先日の読売新聞に一回あるとの記事がありました。それは天明三年（一七八三年）の浅間山大噴火です。地元の鎌原村（当時）は火砕流により四八三名が亡くなる大被害を受けており、群馬県下では千四百人が亡くなったとの事でした。群馬県の近県では、埼玉県で昭和一五年（一九四〇年）に熊谷地震があり、高崎も相当揺れたと聞いております。但しこの地震の記録は確認がとれません。昭和六年（一九三一年）にも熊谷地方で地震があったとの記録があります。栃木県では天和三年（一六八三年）の日光地震、昭和二四年（一九四九年）の鹿沼地震があり、長野県では弘化四年（一八四七年）に善光寺地震、昭和四〇年（一九七〇年）から約五年間に及んだ松代群発地震があり、平成二三年（二〇一一年）三月には旧六合村に隣接している長野県上水内郡栄村で大きな地震がありました。この栄村の地震は局地的で被害も大きかったようですが、東日本大震災に隠れてしまいました。報道されませんでした。東京都では、江戸時代では、元禄一六年（一七〇三年）の元禄地震と安政二年（一

八五五年）の安政大地震があり、近代では大正一二年（一九二三年）に関東大震災がありました。元禄地震から安政地震の間は一五二年、安政地震から関東大震災まで六八年の間があり、現在が二〇一七年ですから関東大震災から九四年経っていることになり、多くの学者はいつ大地震が来てもおかしくないと言っています。地震が東京地方を襲った場合の被害額の試算もいろいろとされているようです。想定外の事態が起きれば、当然、大変なことです。地震予知の研究はされているようですが、目に見えない地中のことであり、更に変化もするでしょうから、地震予知というのはかなり難しいのではないかと思っています。

寄稿

高崎まつりの歴史について

弁護士 田島慎太郎

本お便りが皆様のお手元に届くころには、高崎まつりも八月五日（土）及び六日（日）の日程を終え、すっかり落ち着いているところかと思えます。既に高崎まつりは終わってはおりますが、今回は、私が本年度の高崎まつりの広報部門長を務めさせていただいたご縁で、高崎まつりの歩みについて少しだけお話しさせていただきます。

高崎まつりという名称のまつりは、昭和三〇年から、市政六〇周年、七〇周年等の節目の年に開催されてきました。ところが、昭和五〇年、本来なら市政七五周年で高崎まつりが

開催される年にオイルショックが起きてしまい、市は高崎まつりの開催を断念しました。しかし、市民からの強い要望に少しでも応えるべく、高崎青年会議所が「高崎ふるさとまつり」と名付けてまつりを開催しました。現在の高崎まつりは、この「高崎ふるさとまつり」を引き継いだものであるため、この昭和五〇年の第一回「高崎ふるさとまつり」を第一回目の高崎まつりとしてカウントしているのです。高崎まつりの前身である「高崎ふるさとまつり」は、地方自治体の参画も補助金もない中で、真の意味での市民主体のまつりとしてスタートしました。

この「高崎ふるさとまつり」は、従前の高崎まつりとは異なり毎年開催されることになりました。その後は、高崎青年会議所以外の高崎市の各種青年団体の参加、技能祭の同時開催、高崎市の全面的な参画と高崎まつりへの名称変更、高崎伝統文化保存会及び高崎氏子會の発足等があり、高崎まつりは市内の多くの団体が参加し、二日間で七〇万人を動員する大きなまつりに発展しました。

今年の第四三回高崎まつり、いかがだったでしょうか？私は、今年、広報部門長という全く予想していなかった役割を担うことになりました。苦しみました。それ以上に楽しかったです。やはりまつりは楽しんでこそだと思います。今年も裏方でしたが、来年の高崎まつりでは裏方のさらに裏方として、ささやかながら、そして楽しみながらお手伝いしたいと思えます。

